

基本目標① 「住民の主体的な地域づくり」の推進体制

第1節 地域の絆（住民協議会を中核とした住民の主体的な地域づくり）

- 地域福祉は主としてそれぞれの地域の実情に応じた取り組みを地域の推進主体が中核となって進めていくもので、各地域で地域福祉活動を進める主体を明確にすることが極めて重要になります。
- 市では、平成24年度に全43地区で住民協議会が設立されました。実践プランでは、この住民協議会が地域福祉を中心になって推進する中核的な組織であるとして策定されました。
- おおむね小学校区を範囲として設立された住民協議会は、その地域内に存在する各種団体のネットワーク化を図ることで、これまで一団体が取り組んできた事柄に対しても、地域住民の連帯感を持って「地域の和」を広げていくことができます（総合調整機能）。地域の住民及び自治会をはじめとした各種団体が参画、協力するかたちが住民協議会です（図4）。
- そのため、第3期計画においても、原則としてはこのような総合調整機能を持った住民協議会が、多くの住民と協働しながら地域福祉推進の中核となっていくことを前提に策定します。

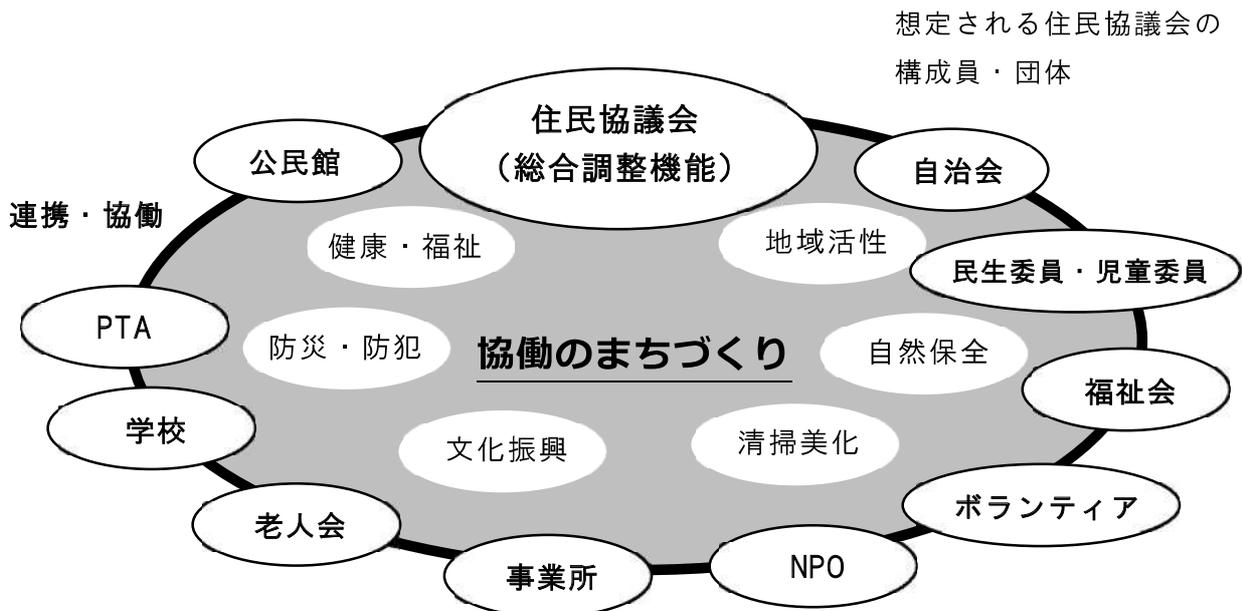


図4 住民協議会を中核とした住民の主体的な地域づくりのイメージ図

第2節 各地域の地域福祉活動を支援する体制

1. 基本的な考え方

- 地域福祉活動の主体は住民ですが、市や社会福祉協議会をはじめとした専門職は、住民が地域福祉活動を地域の実情に応じて活発に取り組んでいくための環境整備を含めた支援を行い、共に汗を流すことが必要です。
- こうした支援体制については、実践プランでは、住民の福祉活動をバックアップする専門職による支援体制を「地域連携活動サポートチーム」（以下、「サポートチーム」という。）として明確にしました。
- 具体的な支援体制としては、市、社会福祉協議会、地域包括支援センターなど関係機関も連携し、住民と共に汗を流せるような体制を構築しました。また、地域福祉計画の担当課である地域福祉課は、支援体制の全体を所管し、必要に応じて会議等を行ってきました。

2. 地域連携活動サポートチームについての実践の課題と評価

- 実践プランでサポートチームの体制が整備された背景には、これまで地域に関わりをもつ地域担当者を配置している担当部局及び地域福祉を推進する担当部局が、それぞれに地域と関わり、各地域が抱える課題の解決に当たってきたものの、関係部局が情報を共有していなかったため、様々な重複の原因となっている課題がありました。
- そこで、関係部局がこれらの課題を共有し、互いに連携を深めることで、地域福祉がより推進するよう組織されたのがサポートチームです。
サポートチームは住民協議会のエリアごとに結成し、実践プランの重点推進項目の活動が円滑に進むよう支援することを主な目的としています。
- これまでの実践について、関係部局で活動状況と課題について協議したところ、活動状況としては次の通りでした。
 - ・ 43 地区ごとに平均的な関わりがあった項目としては、① 年度当初のチェックリストの目標作成及び年度末の活動評価をともに行う、② 各種行事の企画・運営のサポートを行うことであり、この2点については、継続した関わりが行われていました。
 - ・ 地域の課題解決やニーズ等の地域性に応じた関わりとしては、① 要援護者カルテ

を作成するサポート、② 買物支援バス導入のサポート、③ 有償ボランティアによるお互いさまサービスの立ち上げ、④ 福祉バス導入に向けてのサポートであり、この4つの事業について、3地区で取り組みを進めてきました。

○ また、活動を進める中では、以下のような点が課題として認識されています。

- ① サポートチームを結成する各種連携機関で、互いの役割についての共通認識を図りきれず、従来通り個々の機関としての地域への関わりはあるものの、チームとしての強みを活かした支援につなげることが重要であったこと。
- ② 地域担当を配置している関係部局間でエリアの分け方が異なり、情報共有の場を作るにしても、担当者が地区ごとに異なる等、定期的な会議開催に難しさがあったこと。
- ③ 実践プランとして地域住民への周知が不足しており、同時期に始まった地域計画との混同が見受けられ、サポートチームとしての存在そのものの周知が重要であったこと。

○ この3つの反省点に対し、今後については、次のような課題が挙げられています。

- ① 複雑多様化する地域の課題やニーズに対し、何もかもを一手に引き受け、解決することは難しいからこそ、互いにできることをやっていく連携姿勢をもっと意識する必要があること。
- ② サポートチームという専門職間だけで情報共有をすることに終始せず、住民の皆さんとも情報共有しながら互いに進めていけるような在り方を見直すこと。
- ③ サポートチームのメンバー編成を見直し、中心的に地域に関わる存在と、支援が進む中で必要となる関係部局からのサポートが得られる体制を分けて考えていくことも検討していくこと。また、エリアの見直しも今後、協議が必要であること。

3. 地域連携活動サポートチームの今後のあり方

- 関係部局の地区担当者は、日常又は事業・活動等の関わりにおいて、住民協議会が抱える地域に共通する課題（以下、「地域課題」という。）が出されたり、拾い上げた場合、社会福祉協議会地域担当者にその課題を伝達し、共有を図ります。
- 社会福祉協議会地域担当者は地域の課題を把握し、解決できる手法を検討することを目的として各種連携機関へ協力を呼びかけ、サポートチームを結成します。（図5）

- これまでのサポートチームは、あらかじめチームメンバーが固定されていましたが、多様な地域課題やニーズに柔軟に対応できるように、今後は、それらに関する部局へ協力要請を行い、チームを構成します。
- サポートチームでは、「サポートチーム会議」を必要に応じて開催し、地域課題に対する支援方法を検討し、具体的な支援活動を展開していきます。

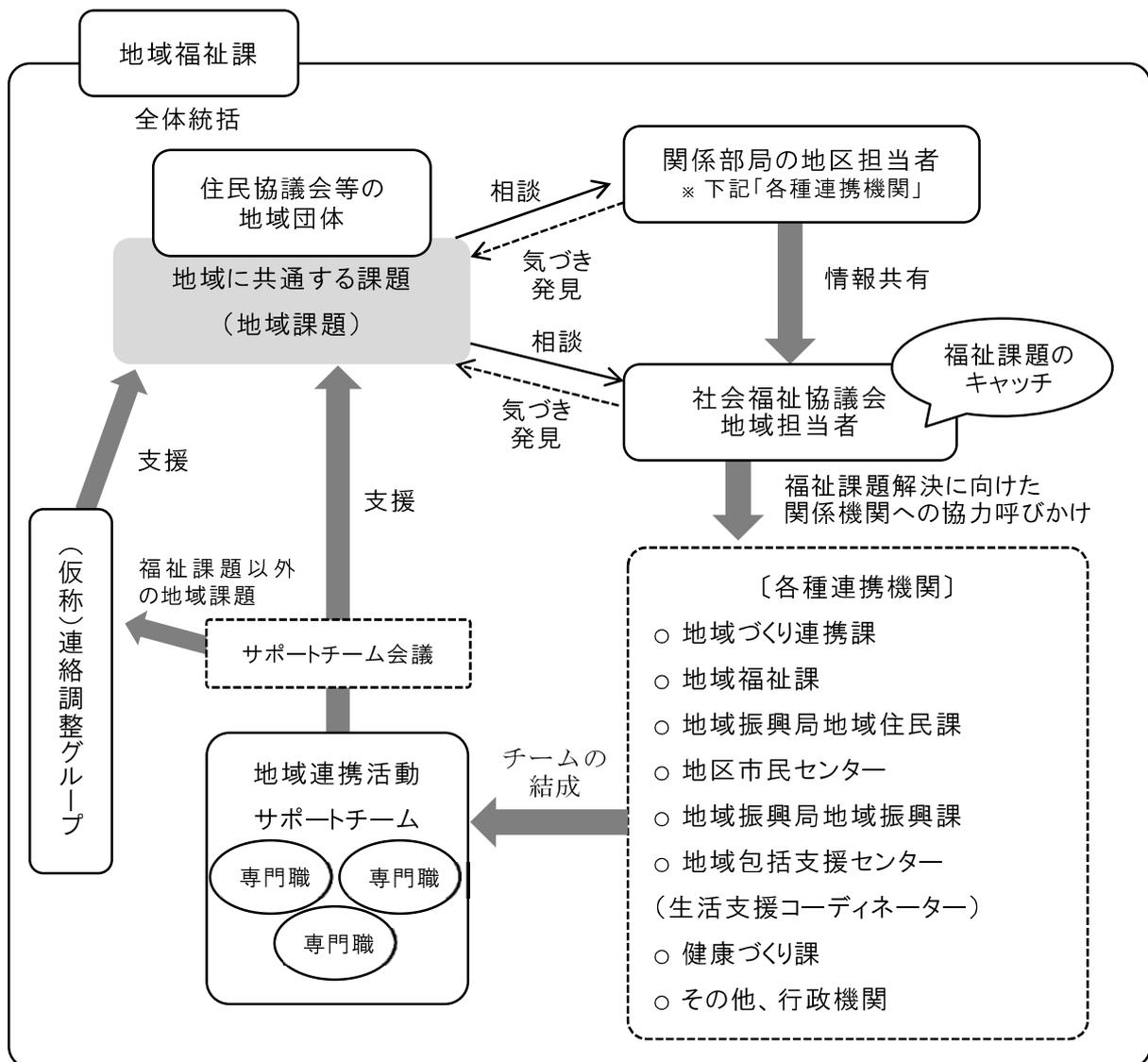


図5 今後の地域連携活動サポートチーム

- サポートチームの構成メンバーとなる各種連携機関としては、社会福祉協議会地域担当者、地域づくり連携課、地区市民センター、地域振興課まちづくり担当者、地域包括支援センター 生活支援コーディネーター、健康づくり課等を想定しています。

4. 連絡調整グループの役割

- 把握した地域課題について、サポートチーム内で解決するのが困難である場合は、地域課題の内容が単一の住民協議会の案件なのか、複数に渡る案件なのか、あるいは市全体の案件なのか検証する必要があります。その検証を行う場が「(仮称)連絡調整グループ」(以下、「調整グループ」という。)です。
- 調整グループは、課題の範囲によって、関わるメンバーを調整することができます。また、サポートチームは、主として福祉分野が専門となり、それ以外の分野については担当する関係部局につなぐとともに、部局をまたぐもの或いはより高度かつ専門性の高いものについては、関係者や専門家等でワーキンググループを作り、課題解決の手法を検討します。そこにも、サポートチーム或いは調整グループのメンバーが関わることもできるようにします。

5. 推進体制

- 地域福祉課は、サポートチーム会議及び各専門職間の連携会議を必要に応じて開催し、地域振興局管内においては、地域住民課との連携により進めます。